

2005年農林業センサスの概要

1 調査の目的

本統計は農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定（用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体を対象とする。

3 調査期日

平成17年2月1日現在（沖縄県は、平成16年12月1日現在）で実施した。

4 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査としている。

5 2005年農林業センサスの変更点

- (1) 10年周期で実施してきた林業センサスを農業センサスと統合し、農林業センサスとして5年周期で実施すること。
- (2) 農林業の経営活動に焦点を当て、これまでの世帯（農家・林家）に着目した調査から、「農林業経営」に着目した調査へ改めること。
- (3) 同一世帯で後継者等が独立して行っている農林業経営を正確に把握しうる調査体系に変更すること。
- (4) 従来「農家調査」「農家以外の農業事業体調査」「農業サービス事業体調査」「林家調査」「林家以外の林業事業体調査」および「林業サービス事業体調査」を統合して「農林業経営体調査」として実施すること。

6 利用上の注意について

- (1) この結果概要の数値は、確定値ではなく概数値である。
なお、確定値は平成19年3月までに農林水産省の刊行物として公表される。
- (2) 統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
また、概要中の各表の増減数、増減率、構成比や統計表中の構成比等は、四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合もある。
また、農林業経営体調査の平成12年の数値は、2000年センサス結果を2005年センサスの調査項目に合わせて参考値として組替集計したものである。
- (3) 表中に用いた記号は以下のとおりである。
「0」…… 単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）
「－」…… 調査は行ったが、事実がないもの
「…」…… 事実不詳又は調査を欠くもの
「△」…… 減少したもの
「X」…… 調査客体が少ないため秘密保護の観点から数値を秘匿したもの

用語の解説

農 林 業 経 営 体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業</p> <p>イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業</p> <table border="0"> <tr><td>①露地野菜作付面積</td><td>15 アール</td></tr> <tr><td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 平方メートル</td></tr> <tr><td>③果樹栽培面積</td><td>10 アール</td></tr> <tr><td>④露地花き栽培面積</td><td>10 アール</td></tr> <tr><td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 平方メートル</td></tr> <tr><td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr><td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr><td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr><td>⑪その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> <p>ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）</p> <p>エ 農作業の受託の事業</p> <p>オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p>	①露地野菜作付面積	15 アール	②施設野菜栽培面積	350 平方メートル	③果樹栽培面積	10 アール	④露地花き栽培面積	10 アール	⑤施設花き栽培面積	250 平方メートル	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15 アール																						
②施設野菜栽培面積	350 平方メートル																						
③果樹栽培面積	10 アール																						
④露地花き栽培面積	10 アール																						
⑤施設花き栽培面積	250 平方メートル																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						

農 林 業 経 営 体

これまでの農家・林家の調査単位に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握。

■個人経営体（農家・林家）

一世帯複数経営は別々に把握。

■法人経営体

法人の組織経営体（農事組合法人、会社等）を把握（一戸一法人も含まれる）。

■非法人の組織経営体

法人化していない組織経営体を把握。

農 業 経 営 体	上記「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体および農業サービス事業体を合わせた者となる。
個 人 経 営 体 （農家・林家）	上記「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まない）
法 人 経 営 体	上記「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まれる）

農業経営体のうち家族経営	前ページの「農業経営体」のうち個人経営体（農家）および法人経営体のうち一戸一法人をいう。
林業経営体	前ページの「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有限会社	有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。
合名・合資会社	商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法に基づき、組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当します。林業公社（第3セクター）もここに含める。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。
経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地面積	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。 転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。
農家	平成17年2月1日現在の経営耕地面積が10a以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。

販売農家	経営耕地面積が30アール以上または農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
主副業別分類	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年農林業センサスから採用した。
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
副業的農家	65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
農業従事者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に農業に従事した者をいう。
農業就業人口	調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」および「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業投下労働規模別分類	農業経営に投下された総労働量を標準化した値で比較するため、2000年世界農林業センサスから採用された。年間農業労働時間1800時間（1日8時間換算で225日/人）を1単位の農業労働単位とし、農業経営に投下された総労働日数を225日で除した値により分類を行うものである。
農業後継者	次の代で親の農業経営を継承することが確認されている者をいう。
一世帯複数経営	同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理または収支計算のもとに、農業経営または林業経営を行い、それぞれの経営が農林業経営体の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地又は耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。

山	林	用材、薪炭材、竹木その他の林産物を集団的に生育させるために用いる土地をいい、台帳地目にかかわらず現況による。したがって、樹木が生えていても樹園地および庭園は山林から除く。
保	有	世帯が単独で経営できる山林のことであり、所有山林のうち他に貸し付けている山林などを除いたものに他から借り入れている山林などを加えたものをいう。
林産物の販売		保有山林から生産された林産物（用材、ほだ木用原木、林野特産物をいい、買山からの素材、栽培きのご類、林業用苗木などは除く）について、過去1年間に販売（自家消費に向けたものを含む）したものをいう。